

浄化槽保守点検業者 登録（更新）申請の手引き

川崎市環境局

生活環境部収集計画課

平成24年7月9日発行
令和6年10月29日改訂

1 浄化槽保守点検業者登録申請書の記入方法

第1号様式

浄化槽保守点検業者登録申請書			
(宛先)川崎市長		(1) 令和○年○○月○○日	
		申請者 住所 〒○○○-○○○○ 川崎市○○区○○町○-○-○ 氏名 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話 044-○○○-○○○	
川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。			
(3) 営業所	所在地	〒○○○-○○○○ ○○市○○区○○町○-○-○	
	名称	株式会社○○○○ ○○営業所	
	電話番号	044-○○○-○○○○	
(4) 役員の氏名	代表取締役 ○○ ○○ 取締役 ○○ ○○		
(5) 浄化槽管理士の氏名	○○ ○○ 第○○○○○○号 ○○ ○○ 第○○○○○○号		浄化槽管理士免状交付番号
登録手数料納入日確認		年 月 日	
登録通知書交付		年 月 日	
決 裁		年 月 日	
登 録		第 号	

注 1 太線枠内のみ記入してください。

2 指定記入欄で書ききれない場合は、別紙記入の上添付してください。

3 添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 備えるべき器具の一覧表
- (3) 住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
- (4) 浄化槽管理士免状の写し
- (5) 営業所の付近見取図
- (6) 川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項に規定する研修の受講に係る計画を記載した書類
- (7) 更新の登録にあっては、従前の登録の有効期間内に浄化槽管理士が川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項に規定する研修を受けたことを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

※ 浄化槽保守点検業者登録申請書の記入上の注意

(1) 申請年月日

申請時に記入してください。

(2) 申請者

ア 個人の場合

申請者の住所（郵便番号も記入）・氏名（住民票に記載されているもの）、電話番号を記入してください。

イ 法人の場合

法人の所在地（郵便番号も記入）・名称（商業登記簿謄本に記載されている本店及び商号）、代表者の氏名及び電話番号を記入してください。

(3) 営業所

所在地は、神奈川県内に限ります。

営業所の所在地（郵便番号も記入）、名称、電話番号を記入してください。

(4) 役員の氏名

ア 個人の場合

何も記入しないでください。

イ 法人の場合

商業登記簿謄本に記載されている役員のうち、監査役を除く全ての代表取締役及び取締役の氏名を記入してください。

（※ 役員名は謄本に記載されている役員名としてください。）

(5) 浄化槽管理士の氏名

川崎市内で浄化槽の保守点検を行う管理士全員の氏名及び浄化槽管理士免状交付番号を記入してください。

2 添付書類

浄化槽保守点検業者登録申請書には、次の書類を添付してください。

(1) 誓約書

別添 1－1（又は別添 1－2）の用紙に、次の【記入例】に従って記入してください。

【記入例】

別添 1－1

別添 1－1 は法人用、別添 1－2 は個人用です。

誓 約 書	
申請者及びその役員は、川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第6号に該当しない者であることを誓約します。	登録申請書の申請年月日と同じ年月日を記入してください。
	令和〇〇年 〇〇月〇〇 日
申 請 者	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
(宛先) 川 崎 市 長	登録申請書の申請者氏名と同じ氏名を記入してください。

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第6号

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（法：浄化槽法）
- (2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しのあった日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しのあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(2) 備えるべき器具の一覧表（写真添付）

別添 2 の用紙に、次の【記入例】に従って浄化槽保守点検器具の名称ごとに数量を記入してください。また、器具ごとに数量の確認ができる写真を添付してください。

【記入例】

別添 2

浄化槽保守点検器具一覧表

条例で定める器具の名称		数量	その他の器具の名称		数量
1	水平器	○	1	○○○	○
2	溶存酸素測定器具	○	2	○○○計	○
3	残留塩素測定器具	○	3	○○用具一式	○
4	汚泥沈殿率測定器具	○	4		
5	スカム厚測定用器具	○	5		
6	汚泥厚測定用器具	○	6		
7	絶縁抵抗測定器又はテスター	○	7		
8	照明器具	○	8		
9	温度計	○	9		
10	透視度計	○	10		
11	水素イオン濃度測定器具	○	11		
12	亜硝酸イオン測定器具	○	12		
13	塩化物イオン濃度測定器具 (塩素イオン濃度測定器具)	○	13		
14	工具一式	○	14		
15	スクリーンカスかき落とし器具	○	15		
16	水中ポンプ	○	16		

(3) 住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）

個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書。発行されてから3ヶ月以内のもの。

(4) 浄化槽管理士免状の写し

登録申請書に記載された管理士の免状の写し。原則として、A4版サイズに縮小してください。

(5) 営業所の付近見取図

最寄の駅、又はバス停から営業所までの経路をA4版サイズ of 用紙に記入してください。

目標（信号、公共施設、学校、ガソリンスタンド等）をわかりやすく記入してください。

(6) 川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項に規定する研修の受講に係る計画を記載した書類

営業所で浄化槽保守点検業務に従事するすべての従業員について、別添3の用紙に次の記入例に従って記入してください。

【記入例】

別添 3

浄化槽保守点検業務従事者名簿

ふりがな 氏 名	職 種	浄化槽管理士免状交付番号 及び交付年月日※1	研修計画※2 (研修の受講予定年度)
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇	管理士・事務員・他	第〇〇〇〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年度
〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇〇	管理士・事務員・他	第〇〇〇〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年度
〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇〇	管理士・事務員・他		

※1及び※2 浄化槽管理士の資格を有しない従事者は、空欄とする。

※2 川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項に規定する研修の受講予定年度を記入する。

(7) 登録の更新にあつては、従前の登録の有効期間内に浄化槽管理士が川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項に規定する研修を受けたことを証する書類

(※ 経過措置により、令和2年7月1日時点で現に登録を受けている浄化槽保守点検業者が同日以後最初に受ける更新の登録に係る申請については、当該書類の添付は必要ありません。)

(8) 浄化槽点検記録票

浄化槽の保守点検を行う時に使用する記録票。「保守点検の技術上の基準」による項目を記録するもので、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）、浄化槽（50人槽以下、51人槽以上）それぞれの保守点検記録票を添付してください。

3 申請方法

(1) オンライン申請

次の URL から申請することができます。

<https://logoform.jp/form/FUQz/62808>

※オンライン申請の場合でも、住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）は原本での提出が必要なため、別途郵送してください。

※申請手数料については、申請書到着後、納入通知書を郵送しますので、指定金融機関ですみやかに支払いを済ませていただき、領収書の写しをメール等で提出してください。

(2) 窓口申請

月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く）の午前9時から11時及び午後1時から3時まで。
必ず、電話で予約してからお越しください。

(3) 申請手数料 32,000円

窓口申請であっても、当日中に納入通知書を発行ができない場合があります。その場合は後日郵送いたします。

(4) 申請場所・問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市環境局生活環境部収集計画課

電話 044-200-2585

メール 30syusyu@city.kawasaki.jp

4 審査手続き

(1) 申請書受付

申請に係る書類審査を行い、提出書類に不足かつ不備のないことを確認して、申請を受け付けます。

(2) 立入検査

新規及び更新の登録申請にあつては、申請を受け付けた後、営業所及び保守点検器具などを確認するために、立入検査を行います。

なお、立入検査については、営業所所在地を所管する自治体（横浜市を除く）が実施する場合があります。

(3) 標準処理期間

申請の受付から登録通知書交付までに必要な期間は、概ね60日間です。